

いちご一会とちぎ国体那須町弁当調達要項

1 趣旨

この要項は、いちご一会とちぎ国体那須町宿泊基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者等（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達に係る必要な事項を定める。

2 実施方法

いちご一会とちぎ国体那須町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関、関係団体等の協力を得て、大会参加者の弁当調達業務を実施する。

3 弁当調達計画

弁当の調達については、実行委員会があらかじめ必要数を把握し、弁当調達計画を策定する。

4 提供する弁当の種類及び対象者

提供する弁当の種類は、提供対象者から弁当料金を徴収して提供する弁当（以下「斡旋弁当」という。）及び実行委員会が弁当料金を負担して提供する弁当（以下「支給弁当」という。）とし、提供する対象者は次のとおりとする。

- (1) 斡旋弁当 選手、監督、視察員、報道員等のうち希望する者
- (2) 支給弁当 大会役員、競技役員、競技補助員、競技会係員、競技会補助員、医師・看護師等

5 弁当の取扱期間

取扱期間は、斡旋弁当にあつては大会開催日、支給弁当にあつては大会の準備及び運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。

6 弁当調製施設の指定及び取り消し

- (1) 弁当調製施設については、いちご一会とちぎ国体那須町弁当調製施設選考委員会を設置し、同委員会が選考した弁当調製施設の中から実行委員会が指定する。
- (2) 実行委員会は、前項の規定により弁当調製施設を指定するときは、弁当調製施設指定書（様式第1号）を交付する。
- (3) 実行委員会は、指定弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- ア 食品衛生法等の関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
- イ 食品衛生法等の関係法令に基づく許可の取り消し、営業の全部又は一部の禁止、若しくは期間を定めての停止処分を受けたとき。
- ウ 弁当調製業務を第三者に委託したとき。
- エ その他、実行委員会が不相当と認めたとき。

7 弁当引換所の設置及び運営

弁当引換所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行う。

8 弁当調達業務の委託

実行委員会は、弁当調達業務の全部又は一部を関係団体等に委託できるものとする。

9 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当調達業務に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当の調達については、実情に応じてこの要項を準用する。

(様式第1号)

いちご一会とちぎ国体那須町弁当調製施設指定書

年 月 日

様

いちご一会とちぎ国体那須町実行委員会
会長

那須町で開催するいちご一会とちぎ国体における弁当調製施設として、下記のとおり指定します。

記

施設名	
所在地	
代表者名	
大会名	
適用期間	